

みどり豊かな足立区を目指して

200㎡以上の敷地に一戸建ての住宅を建築・増改築されるみなさまへ

みどりは、健康で快適な生活を営むうえで欠かすことができません。しかし、都市化が進行していく中で、私たちが住んでいるまちのみどりは年々減少しています。

そこで区は、『足立区緑の保護育成条例』に基づき、200㎡以上の敷地に建築物を新築・増改築等するときに、建築主の方に緑化基準に基づく緑化をしていただいています。

一戸建て住宅については書類等の提出は必要ありませんが、緑化のてびきによって求める緑化面積を確保し、樹木の植栽をしてください。みどり豊かなまちづくりへのご協力をお願いします。

様邸の緑化基準

地上部の緑化面積 _____

標準の樹木の本数 高木 _____ 中木 _____ 低木 _____

接道部緑化 _____

屋上緑化面積 _____

以上緑化面積が必要となります。緑化面積や本数には、既存の植栽地や本数を含みます。なお、詳しくは足立区のホームページから「緑化計画のてびき」をご参照ください。

年 月 日

問合せ先: 足立区道路公園整備室パークイノベーション推進課緑化推進係
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1(本庁舎北館3階)
TEL:3880-5188(直通) FAX:3880-5620

建築主	氏名	
	住所	
代理人	氏名	
	電話番号	
建築場所		
敷地面積		
法廷建ぺい率		
建築面積		
接道延長		
屋上の面積		
緑化面積		㎡
バランス	高木	本
	中木	本
	低木	本
接道部緑化		(%)
屋上緑化面積		